

生	00	01	5年
(令和13年3月末まで保存)			

生 企 第 3 0 8 7 号

令 和 8 年 3 月 1 1 日

生活安全企画課長 殿
各 警 察 署 長

生 活 安 全 部 長

生活安全部門における許可等事務の手續に係る申請者の負担を軽減するための措置の実施について

許可等事務担当室が所管する申請者の負担軽減措置については、「生活安全部門における許可等事務の手續に係る申請者の負担を軽減するための措置の実施について」（令和2年8月18日付け生企第146号）により運用しているところ、このたび、別添のとおり申請手續等の実施要領を見直し、令和8年4月1日から運用することとしたものであるが、主な改正点については下記のとおりであるから事務処理上、誤りのないようにされたい。

なお、旧通達については、本通達の運用をもって廃止する。

記

1 改正の理由

令和7年12月15日から警察行政手續オンライン化システムが運用されており、基本的に全ての申請がオンライン申請可能となったことから、郵送受理の申請種別について所要の見直しをしたもの。

2 主な改正点

(1) 警備業法関係

- ・ 認定証の返納（令和6年4月1日法改正により条文削除）や交付を伴う合格証明書の書換え申請、交付の削除（警備業法第12条、第23条第5項）
- ・ 服装、護身用具の届出の追加（警備業法第16条第2項、第17条第2項）

(2) 古物営業法関係

仮設店舗の届出の追加（古物営業法第14条第1項、仮設店舗場所が青森県内を管轄する警察署に提出するものに限る）

(3) 郵送受理の方法

手数料を収納させる手續や返信用封筒を同封させる手續の削除

3 その他

受理した届出書等のうち、対応に迷うものについては、生活安全企画課許可等事務担当室へ速やかに問い合わせること。

担当 生活安全企画課
許可等事務担当室

別添

許可等事務の手續に係る申請者の負担を軽減するための実施要領

1 対象業務

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「風営適正化法」という)関係

ア 許可証等の返納(風営適正化法律第10条)

イ 構造設備の軽微な変更の届出(風営適正化法律第9条第3項第2項)

ウ 遊技機の軽微な変更の届出(風営適正化法第9条第3項第2項、同法第20条第10項)

エ 店舗型性風俗特殊営業の廃止(風営適正化法第27条第2項)

オ 無店舗型性風俗特殊営業の廃止(風営適正化法第31条の2第2項)

カ 映像送信型性風俗特殊営業の廃止(風営適正化法第31条の7第2項)

キ 無店舗型電話異性紹介営業の廃止(風営適正化法第31条の17第2項)

ク 深夜酒類提供飲食店営業の廃止(風営適正化法第33条第2項)

(2) 警備業法関係

ア 服装の届出(警備業法第16条第2項)

イ 護身用具の届出(警備業法第17条第2項)

(3) 古物営業法関係

ア 古物商等許可申請書の記載事項の変更届(書換えを除く)(古物営業法第7条第1項及び2項)

イ 許可証等の返納(古物営業法第8条)

ウ 仮設店舗の届出(古物営業法第14条第1項、仮設店舗場所が青森県内を管轄する警察署に提出するものに限る)

(4) 探偵業の業務の適正化に関する法律関係

探偵業の届出(廃止届)(探偵業の業務の適正化に関する法律第4条第2項)

2 受理の方法

各法令で規定する様式の届出書等及び各手續に係る関係書類を同封させ、郵送(簡易書留郵便又はレターパックプラス)により送付を受けること。

また、送付を受けた際は、なりすましによる届出の防止のため、届出者等に電話確認をし、第三者が送付したものでないことを確認すること。

3 関係簿冊への記載等

郵送による届出等を受け付けた場合は、受付簿に朱書きで申請者名などを記載し、許可等事務管理システムに入力の上、採番すること。

その際、備考欄に郵送受理と入力すること。

4 書類不備の補正措置

郵送受理した変更届出書等及び添付書類に不備があった場合は、届出者等に架電するなどして確認し、補正措置を講じること。

この場合、変更届出書等に補正内容を記載するときは、朱書きとし、訂正した状況を電話通信用紙に記録化し明らかにすること。